

件名…重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件

○外務省告示第二百十四号

G20大阪サミット関連行事の名古屋市開催に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和元年十一月十八日

一 名古屋観光ホテル

外務大臣 茂木 敏充

期間	令和元年十一月二十一日から令和元年十一月二十四日まで
対象外国公館等の所在地	愛知県名古屋市 中区 錦一丁目十九番三十号

二 ヒルトン名古屋

期間	令和元年十一月二十一日から令和元年十一月二十四日まで	備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	対象外国公館等の敷地	愛知県名古屋市中区	錦一丁目十九番（次の図面に示す部分に限る。）
			対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	愛知県名古屋市中区	錦一丁目五番から二十番まで並びに二丁目八番から十番まで及び十五番から十八番まで並びに栄一丁目一番から十一番まで、十二番（次の図面に示す部分に限る。）、十三番及び十六番並びに二丁目一番、二番及び九番
			愛知県名古屋市中村区	名駅五丁目二十一番及び二十三番から二十五番まで並びに名駅南一丁目一番	

対象外国公館等の所在地	愛知県名古屋市中区	栄一丁目三番三号
対象外国公館等の敷地	愛知県名古屋市中区	栄一丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	愛知県名古屋市中区 愛知県名古屋市中村区	錦一丁目八番から十三番まで、十四番（次の図面に示す部分に限る。）及び十五番から二十番まで並びに二丁目十七番並びに栄一丁目一番から十八番まで、十九番（次の図面に示す部分に限る。）及び二十番から二十二番まで並びに二丁目一番及び九番 名駅五丁目二十三番（次の図面に示す部分に限る。）、二十四番から二十八番まで及び三十三番並びに名駅南一丁目一番から三番まで、五番（次の図面に示す部分に限る。）、六番、七番及び八番（次の図面に示す部分に限る。）並びに二丁目一番及び二番（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

三 ホテルナゴヤキャッスル

期間	令和元年十一月二十一日から令和元年十一月二十四日まで		
対象外国公館等の所在地	愛知県名古屋市区西区	樋の口町三番十九号	
対象外国公館等の敷地	愛知県名古屋市区西区	樋の口町三番（次の図面に示す部分に限る。）	
対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	愛知県名古屋市区 中区	本丸（次の図面に示す部分に限る。）、二の丸（次の図面に示す部分に限る。）並びに三の丸一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、二番（次の図面に示す部分に限る。）、十三番及び十四番	
備考	愛知県名古屋市区西区	城西一丁目、二丁目一番から九番まで及び十二番から二十一番まで並びに三丁目一番から五番まで、十番から十五番まで及び十八番、堀端町一番から八番まで、数寄屋町一番から四番まで並びに樋の口町	
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該</p>			

区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 名古屋プリンスホテルスカイタワー

備考	対象外国公館等の 敷地		対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	期間
	愛知県名古屋市中村区	愛知県名古屋市中村区	愛知県名古屋市中村区	令和元年十一月二十一日から令和元年十一月二十四日まで
	愛知県名古屋市中川区	運河町、笹島町（次の図面に示す部分に限る。）、下米野町一丁目、下広井町（次の図面に示す部分に限る。）、太閤一丁目八番から十八番まで及び二丁目、大正町一丁目（次の図面で示す部分に限る。）、平池町、牧野町（次の図面で示す部分に限る。）並びに名駅南四丁目九番から十一番まで	平池町四丁目六十番十二号	
	運河町一番（次の図面に示す部分に限る。）及び二番から七番まで並びに百船町一番から三番まで、七番から九番まで及び十六番（次の図面に示す部分に限る。）			

五 河文

一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

期間	令和元年十一月二十一日から令和元年十一月二十四日まで		
対象外国公館等の所在地	愛知県名古屋市中区	丸の内二丁目十二番十九号	
対象外国公館等の敷地	愛知県名古屋市中区	丸の内二丁目十二番（次の図面に示す部分に限る。）	
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	愛知県名古屋市中区	錦二丁目二番から四番まで並びに三丁目一番及び二番、丸の内二丁目二番から二十番まで並びに三丁目一番から三番まで、八番から十六番まで及び二十一番から二十三番まで並びに三の丸一丁目七番（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目七番（次の図面に示す部分に限る。）	
備考			

六 中部国際空港

一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

期間	令和元年十一月二十一日から令和元年十一月二十四日まで	
対象外国公館等の所在地	愛知県	常滑市
対象外国公館等の区域	愛知県 常滑市及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十四に掲げ る点とを結んだ 線により囲まれ た区域 一 北緯三十四度四十九分五十五秒、東経百三十六度四十八分 三十秒の点 二 北緯三十四度五十分十二秒、東経百三十六度四十八分二十 六秒の点 三 北緯三十四度五十分十一秒、東経百三十六度四十八分十五 秒の点 四 北緯三十四度五十二分二十五秒、東経百三十六度四十七分 四十四秒の点 五 北緯三十四度五十三分一秒、東経百三十六度四十七分四十	

備考

「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

- 七秒の点
- 六 北緯三十四度五十三分六秒、東経百三十六度四十八分一秒の点
- 七 北緯三十四度五十二分三十七秒、東経百三十六度四十八分四十九秒の点
- 八 北緯三十四度五十一分五十二秒、東経百三十六度四十九分十八秒の点
- 九 北緯三十四度五十一分八秒、東経百三十六度四十九分四十四秒の点
- 十 北緯三十四度五十分四十七秒、東経百三十六度四十九分四十四秒の点
- 十一 北緯三十四度五十分四十秒、東経百三十六度四十九分一秒の点
- 十二 北緯三十四度五十分十七秒、東経百三十六度四十九分四秒の点
- 十三 北緯三十四度五十分十五秒、東経百三十六度四十八分五十一秒の点
- 十四 北緯三十四度四十九分五十七秒、東経百三十六度四十八分五十三秒の点